平成２４年（フ）第１５００８号
東京都杉並区堀ノ内１丁目５番17号
破産者　株式会社イナータス・パルトフェニーチェ
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５００９号
東京都杉並区堀ノ内１丁目５―17―102
破産者　大門美紀子
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０１０号
東京都大田区蒲田５丁目44番14号　佐藤ビル２階
破産者　日本ゴルフレッスン株式会社
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０５５号
東京都台東区東上野１丁目16番３号
破産者　有限会社フオレストジユエリー
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０５６号
東京都葛飾区青戸７丁目24―５―901
破産者　森　　隆
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０５７号
東京都葛飾区青戸７丁目24―５―901
破産者　森　多恵子
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０７２号
東京都中央区日本橋小伝馬町16番７号
破産者　藤伸測量設計株式会社
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０７３号
埼玉県越谷市東大沢２丁目８－６
破産者　山下　藤則
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１２５号
埼玉県川口市戸塚３丁目27番６号
破産者　有限会社リンクプランニング
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１２６号
埼玉県川口市領家３丁目21―１―205
破産者　高橋　信雄
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６９９号
東京都荒川区町屋７丁目３－４―604
破産者　ポモドーロこと　金森　信夫
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７３４号
東京都渋谷区大山町９―７―202
破産者　藤井　佑一
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７７４号
東京都品川区大崎１丁目18―７―602
破産者　上野　一敏
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８２９号
東京都中野区松が丘２丁目８－１―102
破産者　山科　清敬
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８９５号
愛知県名古屋市緑区池上台３丁目20　サンヴェール池上台２Ｆ号
破産者　勝目やよい
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８９６号
東京都多摩市一ノ宮１丁目16―10―203
破産者　和田　優佳（旧姓勝目）
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２号
神奈川県横浜市中区松影町１丁目４－９－807
破産者　廣瀬ルミ子
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３号
埼玉県久喜市野久喜549―１―817
破産者　阿部　浩之
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４号
神奈川県横浜市港北区新羽町1797―２
破産者　今井　春利
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５号
神奈川県横浜市港北区新羽町1797―２
破産者　今井　恭子
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６号
神奈川県横浜市港北区新羽町1797―２
破産者　今井　易之
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５号
東京都豊島区千早２丁目23―７―13
破産者　山下　三男
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２号
千葉県流山市駒木台475―95
破産者　平畠　榮子
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部